

## 福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果

単位: Bq/L

	一時貯水タンクA (サンプルタンクA)		一時貯水タンクB (サンプルタンクB)		一時貯水タンクC (サンプルタンクC)		一時貯水タンクD (サンプルタンクD)		運用目標	告示濃度 限度 ※1	WHO飲料水 水質 ガイドライン
	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関			
採取日			2016年12月28日	2016年12月28日							
採取時刻			8:31	8:31							
貯水量 [m <sup>3</sup> ]			910	910							
セシウム134			ND(0.49)	ND(0.76)					1	60	10
セシウム137			ND(0.58)	ND(0.65)					1	90	10
その他 ガンマ核種			検出なし	検出なし					検出されないこと ※2		
全ベータ			ND(2.4)	ND(0.35)					3(1) (注)		
トリチウム			560	610					1,500	60,000	10,000

単位: Bq/L

	一時貯水タンクE (サンプルタンクE)		一時貯水タンクF (サンプルタンクF)		一時貯水タンクG (サンプルタンクG)		運用目標	告示濃度 限度 ※1	WHO飲料水 水質 ガイドライン		
	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関					
採取日											
採取時刻											
貯水量 [m <sup>3</sup> ]											
セシウム134									1	60	10
セシウム137									1	90	10
その他 ガンマ核種									検出されないこと ※2		
全ベータ									3(1) (注)		
トリチウム									1,500	60,000	10,000

\* 第三者機関: 東北緑化環境保全株式会社

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

(注) 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を1 Bq/Lに下げて実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第2第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※2 セシウム134, セシウム137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

## 福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン集水タンクの分析結果

単位:Bq/L

	集水タンク		
	No.1	No.2	No.3
採取日			2016年12月25日
採取時刻			7:01
セシウム134			9.0
セシウム137			71
全ベータ <sup>(注)</sup>			—
トリチウム			600

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

\* 測定対象外の項目は「—」と記す。

(注) 全ベータについては、週1回程度の頻度で分析を実施。